

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事 外1名

被告準備書面(19)

平成25年4月26日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮里啓和
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼島雅仁
同訴訟復代理人弁護士	山下裕平
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮崎政久
同訴訟復代理人弁護士	伊東幸太朗

原告ら準備書面(19)に対する反論

1 原告らは、同書面第1、2において、被告県がその準備書面(12)、1、(4)で『所要の液状化対策費用は土地取得価格に反映するので「県の事業費に大きく反映することはない」ことから、本県事業の経済的合理性に影響しないと主張している』と主張するが、誤導であって、正しくは「本件事業の経済的合理性についていえば、仮に液状化すると判断された場合、その対策に要する費用は、土地のマイナス評価として土地取得価格に反映するため、土地取得価格を含めた県の事業費に大きく影響することはない」である。

前訴控訴審判決では、「本件埋立事業に基づく埋立工事を継続できるか否かは」

「公有水面埋立法 13 条ノ 2 に基づく本件埋立免許及び承認の変更許可を得られる見込みがあるかどうかにかかる」とされ「これを、より実質的にみれば、現在沖縄市において策定中の新たな土地利用計画に経済的合理性が認められるかどうかにかかる」とされた。従って、新たな土地利用計画が策定され、埋立免許の変更などの手続きが整えば事業を継続することは可能であり、今般沖縄市が策定した新たな土地利用計画は、各種統計データ等根拠を有する資料を基に施設規模を算出し、需要に対して手堅い計画とするなど、前訴控訴審判決を踏まえた経済的合理性を有するものである。単に、液状化対策費用が県の事業費に反映するか否かで経済的合理性の有無を論じているわけではない。

2 原告らは、同書面第 1, 3において、現段階で土地の譲渡価格が決定しているかのように主張するが、現段階で土地の譲渡価格は決定していない。公有水面の変更承認・許可申請書では、国から沖縄県に対しては「埋立竣工後の処分にあたっては、埋立地周辺の実勢価格等を踏まえて、実際の譲渡価格を決定する予定である。」とされており、また、沖縄県から沖縄市に対しては「実際の用地処分に当たっては、処分時における埋立建設費実績額等を用いて再度譲渡予定価格を算出するとともに、土地鑑定評価等による譲渡予定価格との比較・検討を行った上で実際の譲渡価格を設定する予定である。」とされている。単に譲渡価格に対する期待のみで論じているわけではない。

繰り返しになるが、埋立事業において液状化対策は造成後に行なわれるのは当然のことであり、埋立事業である以上当然避けられないことである。かかる点をもって、「不確実であるから合理性がない」かのような主張することは不適切である。

3 原告らは、同書面第 2, 1において、地震予測の科学研究について、被告県が『「一例」に過ぎないから重視しないでもよい旨、主張している』と主張するが、被告県はそのような主張はしていない。「一例」であることは中村准教授自身が述べたことである。

4 原告らは、同書面第3において、本件事業の台風、高潮、津波等の対策が不十分であると述べるが、被告県準備書面(12)でも主張したように、現状での充分な対策は施した。

以上